**６ その他**

(1)　補助教材（届・承認）

補助教材を使用する場合、４月中に市町教育委員会へ１部提出する。〔庶様式例34〕

(2)　学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証） 　　　　　　（昭和33.7.5　文大生第25号）

　　 （昭和62.4.１　　　　 改正）

ア　学割証の交付の条件

(ｱ)　学割年度は、５月１日から翌年４月30日までとする。

(ｲ)　中学校生徒が、旅客鉄道株式会社（ＪＲ各社）の片道の営業キロで100㎞を超える　　　　区間を乗車する際に交付される。　　 （ＪＲ東海日本旅客営業規則28条、92条）　　イ　交付申請

５月10日以降、必要に応じて交付申請書〔庶様式例35〕を尾張教育事務所へ提出する。ウ　交付枚数

(ｱ)　不足した場合は、基準以内で実情に応じて交付される。

(ｲ)　割当基準枚数は、年間１人当たり0.6枚とする。

(3)　学割証の出納・発行

学割証は、旅客鉄道株式会社において作成し、独立行政法人日本学生支援機構を経て配布されるものであり、各学校とも生徒から提出された「学割証発行願」〔庶様式例38〕 を基に、「学割証出納簿」〔庶様式例36〕・「学割証発行台帳」〔庶様式例37〕を作成し、保管、管理する。